



平成18年出初め式

地域防災を担い100周年の節目

分列行進で観閲を受けるまとい組



分列行進を観閲する亀田町長

分列行進する団員

町の花「はまなす」

町の鳥「かもめ」

町の木「さくら」



■町の人口

	18年 1月 1日現在	前 月 比	前年同月比
	15, 938	(-) 9	(-) 234
男	7, 549	(-) 9	(-) 136
女	8, 389	(±) 0	(-) 98
世帯数	6, 453	(+) 2	(-) 12

ホームページURL

<http://www.jomon.ne.jp/~noheji/>



平成18年野辺地町成人式 1月8日於中央公民館

平成18年野辺地町成人式 社会人として 地域・社会に貢献

平成18年野辺地町成人式を1月8日(日)に中央公民館で開催しました。

今年の対象者は、昭和60年4月2日から昭和61年4月1日生まれの183人。うち136人が出席し、社会人として地域・社会に貢献する決意を新たにしました。

式典は、成人者の中学入学式、卒業式の懐かしの映写に始まり、町民歌をバックに飯田早希さん(駅前二)、後藤教庄さん(金沢)、村山聖子さん(木明)、沼尾郁弥さん(下袋)、滝田美咲さん

(城内)、の5人による町民憲章の朗読が行われました。

続いて、亀田町長が「ご両親に感謝の誠を捧げてください」と式辞を述べました。

また、高田光雄町議会議長と中谷純逸県議会議員がお祝いの言葉を贈りました。

恒例の「はたちの提言」では、小畑大樹さん(鳴沢)「成人の日を迎えて」、河島知都さん(松ノ木平)「成人とは」、亀田圭亮さん(えぼし)「新成人となって」と題し、新たな決意を述べました。

また、成人者の中学生当時の恩師である太田孝さんからメッセージがよせられました。

その後、新成人全員が一人ひとりで壇上にあがり自己紹介と近況報告をし、亀田町長から記念品の本を受け取りました。

最後に、成人を代表し、川畑翔さん(浜町)、山村恵さん(下袋)が、「野辺地町を愛し、地域社会に貢献できるよう一生懸命努力する」と誓いの言葉を述べました。

は

た

ち

の

提

言

成人の日を迎えて



小畑 大樹さん

本日は、私たちのためにこのような式典を催していただきありがとうございます。

一生に一度の成人式を、自分

の故郷である野辺地町で、多くの同級生とともに迎えることができ、大変嬉しく思います。

また、これまでの20年間いつも温かく見守り、支えてくださった先生方、地域の皆様、ともに成長してきた友人、そして家族に心から感謝いたします。

振り返ってみると、20年という年月は長いようで短く、あつという間に過ぎ去ってしまったという感じがします。成人式と

いう大きな人生の節目を迎えた今、「大人になったのだ」という実感があまり湧かない面があるのも正直な気持ちです。

しかし、今日からは社会的な立場が変化し、「大人」として社会の中で生きていかなければなりません。私たちは、まだまだ未熟ではありますが、これからは社会人としての自覚を忘れず、自分の行動にしっかりと責任を持っていききたいと思います。

現在、私は小さい頃からの「小学校の教員になりたい」という夢を叶えるために、教育学

部の学生として毎日勉学に励んでいます。これまでお世話になった全ての方々へ恩を返すためにも、絶対に夢を叶え、社会に貢献していくことの出来る人間になります。

私たちは今日、成人としての新たなスタートを切りました。これから、たくさんの方々にお世話になると思いますが、いつでも「謙虚な態度」と「感謝の気持ち」を忘れずに、懸命に努力する立派な社会人になります。

成人とは



河島 知都さん

気がつけば私も、成人を迎える歳となっていました。

毎日を何気なく過ごしていたら、いつのまにか20年もの月日が流れていました。「その間、



誓いの言葉を述べる川畑翔さん、山村恵さん



町民憲章を朗読する左から滝田美咲さん、沼尾柳弥さん、村山聖子さん、後藤教広さん、飯田早希さん

私は何をしていたのだろう？」と振り返ると、やはり「何気なくその時その時を過ごしてきたなあ。」というふうに感じます。

けれども、その一つひとつの時が、今の私を創る重要な出来事でした。何故なら、その時でなければ出会うことの出来ない人や物、出来事があったからです。

人というのは、日々変化するもので今の私が、過去の私と同じ人や物、出来事に遭遇しても、感じ取るものは別であると思います。ですから、いつの日も決して欠かすことは出来ません。

悩んだり、苦しんだり、誰かと衝突したり、助けられたり、本当に様々な出来事がありました。その度に、人の優しさに感動し、自分と違う価値観から新たな発見をし、生き方を考えさせられました。

これまで出会った全ての人々、経験した楽しい時、苦しい時、嬉しい時、哀しい時、その全てがあったからこそ、今の私があるのだと思います。両親や家族はもちろん、友人や恩師、私を



支えてくれた方々には、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。この気持ちを忘れずに、これからも人とのふれあいを大切にしていきたいです。

大人になるということは、物事の複雑さを明確に判断しなくてはならないということではないでしょうか。幼い頃、世の中は非常にシンプルな構成で出来ていて、クリアなものだと思っていました。しかし、現実の社会は複雑に形成されていて、白黒はつきりせず、矛盾したものです。その、複雑に形成された社会の中で、いかにして必要なものを判断していくかが、重要になるのだと思います。

成人とは、『自分自身の責任で、物事を見極めていく事の出来る人』というふうに私は考えます。これからは、自分の志す道を信じて歩んでいきたいと思っています。そして、私は私らしく生きたいと思っています。



新成人となって



亀田 圭亮さん

この野辺地町で、生まれ育って20年が経ちました。たくさんの人に会って、たくさんの方々とを学んだおかげで、今の自分があります。良いことは良い。

悪いことは悪いと教えてくれた父。いつも笑顔でやさしさを教えてくれた母。楽しむ時は羽目を外して楽しみ、困った時には助けになってくれた友達。その他たくさんの方々にお世話になりました。そんな皆様のおかげで私は今、この成人式に出席することができ、新成人として新しく出発することができま

す。私は、社会に出て働き、努力することが自分にできる親孝行だと思っています。今は大学生なので勉強していますが、アルバイトとも両立して、少しでも社会に貢献できるよう頑張りたいと思います。



また、成人となったことで大きな責任と義務を持つことになります。他人に迷惑をかけることだけは絶対にせず、社会の常識をよく理解して過ごしていきたいと思っています。

まだまだ半人前ですが、周りの皆様これからもよろしく願っています。

最後に、今日このような厳粛の中にも、和気あいあいの雰囲気の新成人式を催してください。心からお礼申し上げて、20歳の提言といたします。



一戸剛さん(金沢)トリノオリンピック ジャンプ代表に決定

不屈の闘志 一発トリノで一花



けっぱれ 一戸 剛

風の女神を味方に

祝

第20回トリノオリンピック冬季競技大会
ジャンプ競技 一戸剛選手出場
野辺地町・同体育協会・同スキークラブ

齊藤慎弥さん来町 亀田町長へトリノ への決意を述べる



亀田町長、齊藤選手、父正さん

祝 第20回トリノオリンピック冬季競技大会
バイアスロン競技 齊藤慎弥選手出場
野辺地町・同体育協会・同スキークラブ・野辺地スキー部後援

守れ命の鼓動!のへじ救急最前線

第23回 「救急体制の変革から進化へ」

野辺地消防署救急救命士 十枝内 大司

昨年の救急車の出動した件数は516件。過去3年間いずれも500件以上となっており、人口1万人あたりの出動件数としては県内でも最多となっています。

消防署では、これらの救急要請に的確に対応するため、高規格救急車2台の配置に加え、町民の生命を守るべく救急医療体制の充実を図っています。また、応急手当の普及啓発のため、随時、人工呼吸や心臓マッサージ、AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた「普通救命講習会」を実施しています。いざという時のために、是非、多くの町民の方々に応急手当について学んでいただきたいと思います。そして、これら応急手当の普及啓発の推進で、人々にやさしい町づくり、AEDの設置で、安心・安全な町づくりへ向けて、今後は更なる活動展開を行い、応急手当・救急医療先進の町へ向けて確固たるものとなるよう努めていきたいと思えます。



全小・中学校にAED設置

昨年12月中旬の新聞にも掲載されましたが、「野辺地町内の全小・中学校にAED設置」ということで、県内でAEDを全ての小・中学校に設置したのは野辺地町が最初であります。このAEDの設置で、小学校から命の大切さについて学び、その後に応急手当を学び、命の教育として、小・中・高と段階的に実施し、学校やPTA、関係機関と協力して地域ぐるみで進めていければと考えています。子供の頃から命の大切さについて触れ、豊かな社会づくりにつながればと思います。

今後とも応急手当の普及で、町民の誰もが安心して健康に過ご

す助け合いの町づくりへ向けて、町の施策と共に微力ながら貢献していきたいと思えます。

最後に、「火災・救急・救助は119へ」一般電話、携帯電話でも局番なしの「119番」です。あわてずに、落ち着いて「119」とダイヤルしてください。「64局等」は必要ありません。お間違えのないようにお願いします。なお、応急手当講習等に関しては、野辺地消防署ホームページにも詳細がありますので、ぜひご覧ください。



デモンストレーションをする救急救命士

問合せ先

野辺地消防署 救急係

64・3126

野辺地消防署HP

http://www.geocities.jp/noheji_fdf/

新年祝賀会で 4個人に 町善行表彰 を授与

1月4日（水）中央公民館において、平成18年野辺地町新年祝賀会を開催しました。

祝賀会には、町内の官公庁や企業の長をはじめ、町民など約120名が参加。新しい年を祝う町の更なる発展を願いました。また、平成17年に町の発展や名誉を高めた4個人に、町善行表彰を授与しました。

【善行表彰受賞者】（敬称略）

澤尻 健治（新 町）／瑞宝単光章受賞
前田 正昭（浜 町）／瑞宝単光章受賞
熊谷 正吉（元馬門二）／瑞宝双光章受賞
大山 千工（下袋町）／青森県褒賞受賞



授与者を囲んで祝賀会



町民の幸せを願い、元旦歩こう会

県税納税証明書申請時の身分確認及び委任関係確認について

県では、納税証明交付事務に厳正を期するため、平成15年7月1日から納税証明書の交付申請の際、窓口においていただいた方の確認等を行っております。

◆納税証明書の交付申請の際に準備していただくもの

準備するもの 証明書の種類	本人確認書類 （※1）	印鑑 （法人の場合 代表者印）	手数料 青森県収入証紙 （1部400円）	自動車検査証
事業税	○	○	○	△
自動車税 （滞納がない旨の証明）	○	○	○	○
自動車税 （継続検査用）	○	○	△	○

（※1）次の書類により窓口においていただいた方を確認します。
運転免許証・健康保険被保険者証・旅券・国民年金手帳など

◆代理人が申請する場合（上記の書類に加えて以下のものも必要になります。）

本人（法人の場合は代表者）からの委任状（ご家族・

従業員の方の場合も委任状が必要です）。

委任状には必ず本人が署名・押印（法人の場合は代表者の署名・代表者印の押印）し、本人の印鑑証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。確認後お返しします）を添付してください。なお、継続検査用の自動車税納税証明書については、当分の間、印鑑登録証明書は不要です。

委任状については、「納税証明願」・「交付申請票」の「委任に関する事項」欄を使用できます。

◆納税証明書の交付申請書用紙については、県税ホームページからもダウンロードできます（県税ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/>）。

納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですから、窓口においていただいた方の確認等を厳格に行わせていただきますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、十和田県税事務所総務課までお問い合わせください。

TEL 0176 (22) 8111 （内線）205

シャッターチャンス



税の申告は正しくお早めに！

申告相談は2月9日（木）から開始
申告書の提出期限は3月15日（水）まで

町・県民税

申告する必要がある方

平成18年1月1日現在、町内に居住している方で、次に該当する方。

ただし、ご自分で確定申告する方は、町・県民税の申告の必要はありません。

給与所得のみの方で、次に該当する方
勤務先で年末調整をしていない方
年末調整の控除内容に変更のある方
医療費控除等の各種控除を受ける方
公的年金のみで次に該当する方
源泉徴収票に記載されている控除内容に変更のある方
医療費控除等の各種控除を受ける方
事業所得（営業・漁業・農業

等）のある方
不動産所得（地代・家賃等）のある方
生命保険満期金、報酬等を受けた方

譲渡所得のある方
国民健康保険に加入している方

申告に必要なもの

印かん（銀行印と口座番号）
源泉徴収票（営業などの場合は所得のわかる資料）
社会保険料領収書（国民健康保険税、厚生年金保険料など）
生命保険料（簡易保険含む）
国民年金保険料控除証明書（年末調整の際に給与所得から控除された方は必要ありません）
損害保険料等（火災保険等）
控除証明書
雑損控除を受けようとする方は、被害のあった住宅や家財などの証明書や明細書
医療費控除を受けようとする

所得税

申告と相談日

平成17年分の所得税の確定申告は、2月16日（木）から3月15日（水）まで十和田税務署で受け付けています。

なお、次の日程で税務署による出張相談（所得税、消費税、譲渡山林所得・贈与税）を行います。

国税申告書作成の日
日時 2月17日（金）
午前9時30分～午後4時

場所 中央公民館

申告する必要がある方

事業所得や不動産所得がある場合

平成17年中の所得金額が、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の合計額より多い方。

給与所得者の場合

給与の年収が2,000万円を超える方

一カ所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
二カ所以上から給与を受けている方で、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方

譲渡所得のある方の場合

平成17年中に株式、土地、建物などを売った方は、申告と納税が必要です。この譲渡所得に対する所得税は分離課税といって、他の所得と区分して計算されます。

なお、譲渡所得の相談日は2月17日（金）です。

みなさんが毎日安心して暮らせる明るい社会をつくるために、税金はなくてはならない大切な財源です。

今年も、私たちの暮らしと密接な関わりを持つ税の申告時期となりました。この申告は、公平な課税と納税を行ううえで非常に重要なものです。

町・県民税、所得税、贈与税の申告時期は、いずれも3月15日（水）までですので、忘れずに申告しましょう。

なお、町・県民税の申告相談は2月9日（木）から行います（詳しい日程は別表のとおりです）。申告が必要と思われる方にはあらかじめ申告相談日程等を通知していますので、忘れずに申告しましょう。

町・県民税申告相談日程

月	日	受 付 時 間		申告相談の区域	
		午 前	午 後	午 前	午 後
2	9 木	9:00~11:30	1:00~4:00	馬門1区 (あ～さ)	馬門1区 (し～)
	10 金	"	"	馬門2区 (あ～さ)	馬門2区 (し～)
	13 月	9:30~11:30	1:00~3:30	有戸(あ～ふ) 蟹田	有戸(へ～) 目ノ越
	14 火	9:30~12:00		木明 明前	公民館準備
	15 水	9:00~11:30	1:00~4:00	上袋町(あ～の)	上袋(は～) 中袋(あ～え)
	16 木	"	"	中袋町(お～し)	中袋町(す～ぬ)
	17 金	9:30~12:00	"	国税申告書作成の日	
	20 月	9:00~11:30	"	中袋町(の～)	下袋町(あ～お)
	21 火	"	"	下袋町(か～し)	下袋町(す～と)
	22 水	"	"	下袋町(な～へ)	下袋町(ほ～)
	23 木	"	"	下町1区 (あ～そ)	下町1区 (た～)
	24 金	"	"	下町2区 (あ～そ)	下町2区 (た～)
	27 月	"	"	金沢(あ～お)	金沢(か～こ)
	28 火	"	"	金沢(さ～そ)	金沢(た～と)
3	1 水	"	"	金沢(な～ひ)	金沢(ふ～)
	2 木	"	"	駅前(あ～さ)	駅前(し～)
	3 金	"	"	駅前2(あ～す)	駅前2(せ～)
	6 月	"	"	枇杷野・琵琶野	鳴沢
	7 火	"	"	松ノ木平 (あ～し)	松ノ木平 (す～)
	8 水	"	"	八幡町	本町・川目
	9 木	"	"	浜町(あ～し)	浜町(す～)
	10 金	"	"	新道	新町
	13 月	"	"	えぼし	城内(あ～こ)
	14 火	"	"	城内(さ～な)	城内(に～)
	15 水	"	"	上記日程中に申告できなかった方	

申告相談日は、町内別・名字の五十音順となっています。ご自分の相談日を確認のうえ、おいでくださるようお願いいたします。
また、2月17日(金)は税務署より通知のあった方、譲渡所得のある方、贈与税、消費税の相談日となっていますので、ご注意ください。

譲渡所得の相談室を開設します

税務署では、平成17年中に株式、土地、建物を売った方の申告相談を次のとおり行いますので、忘れずに申告しましょう。

なお、税務署から相談についての案内が無い場合もありますので、申告が必要かどうか不明な方もお気軽にご相談ください。

と き 2月17日(金)
午前9時30分～午後4時

ところ 中央公民館

問合先 十和田税務署資産税
担当 (0176-23-3873)

個人事業者の消費税・地方税の確定申告は3月31日(金)までです

個人事業者の方は、平成18年3月31日(金)までに所轄の税務署に消費税および地方消費税の確定申告書を提出するとともに、消費税額と地方消費税額の合計額を納付しなければなりません。納付には便利な振替納税がありますので、ご利用ください。

問合先 十和田税務署 (0176-23-3151)
青森県税務課 (017-734-9065)

申告に添付しなければならぬ書類

前記の町・県民税の申告に必要な書類等

住宅借入金等特別控除を受ける場合は、家屋の登記簿謄本や請負契約書、住民票抄本、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書

申告すれば所得税が還付される方

次のような方は確定申告をすれば、すでに納めた所得税が還付されることがあります。

なお、還付を受ける場合は口座振替になりますので、本人の

座振替になりますので、本人の

預金通帳等の口座番号がわかるものをお持ちください。

出稼ぎや日雇、年の途中の退職などで年末調整されなかった方

サラリーマンで雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けられる方
予定納税をした方で、災害等により所得が減少した方

贈与税

贈与税は、個人から年間110万円を超える財産をもらったときにかかる税金です。申告と納税は2月1日(水)から3月

15日(水)までです。
なお、税務署による出張相談日は所得税と同日です。

医療費控除を受ける方へ

申告の際に医療費控除を受けられる方は、病院の領収書等をあらかじめ次のようにまとめてお持ちください。

領収書は人(患者)別に、病院ごとに集計してください。通院の際のバス運賃は、人(患者)別に内訳を書いて来ててください。

介護保険制度での施設サービス及び居宅サービスの利用料は、医療費控除の対象分のみ集計してください。

町・県民税 固定資産税 国民健康保険税

納め忘れはありませんか？

ミニガイド

第5回「飛天の舞」 発表会開催

日時 2月18日(土) 午後1時
より開演
場所 中央公民館ホール
内容 野辺地祇園ばやしを活か
した創作ダンス、健康体操、
健康劇など
主催・問合先 まつり「飛天の
舞」実行委員会・西村(64-
6649)

介護福祉課からのお知らせ

65歳以上の方で「介護保険被保険者証」を受け取っ
ていない方は印かんをお持ちになって、役場介護福
祉課へおいでください。

介護認定更新申請はお早めに

要介護認定等の有効期間が平成18年3月31日まで
の方は、申請ができます。

問合せ先 介護福祉課 (64-2111内線244)

児童館行事

電話 64-3106

図書館行事

電話 64-2195

図書館おすすめの新聞

扉は閉ざされたまま	石 持 浅 海
ハワイで大の字	小栗左多里&トニー・ラズロ
国家の品格	藤 原 正 彦
エンドゲーム	恩 田 陸
クライム・マシン	ジャック・リッチー
やっぱりこれで運がよかった	浅 見 帆 帆 子
細野真宏の世界一わかりやすい株の本 実践編	細 野 真 宏
人は見た目が9割	竹 内 一 郎
シムソンス	森 谷 雄
パーティミアス ブトレマイオスの門	ジョナサン・ストラウド

本の展示

雪のメルヘン	2日(木)~14日(火)
疲れた心を癒す本	16日(木)~26日(日)
ミニギャラリー 終戦60年新聞移動展	1日(水)~28日(火)まで開催中
最終日は、4時までの展示になります。	

*児童館に置いたままの「ズック」に心あたりのある方は、4月中に取りに来てください。

13時30分「平家物語」
10時「古典に親しむ会」17日(金)

- ◆一輪車教室/1日(水)・7日(火)・13日(月)・21日(火) 15時30分
- ◆チョコ作り/4日(土) 13時
(参加費200円・申込締切2日まで)
- ◆英語教室/9日(木)・23日(木) 16時
- ◆お茶の教室/18日(土) 13時30分
(参加費100円・申込締切17日まで)
- ◆避難訓練/22日(水)
- ◆進級を祝う会/25日(土) 10時
(申込締切23日まで)
- ニニコおはなしタイム/毎週木曜日15時30分~16時
英会話サークル/6日・13日・20日・27日の月曜日10時30分
おはなし会/4日(土) 10時
ブックハロー(7ヶ月児相談・健康増進センター)/8日(水) 10時
朗読の会「秋桜」/9日(木) 10時
映画を楽しむ会/9日(木) 13時30分
「第三逃亡者」
絵本を楽しむ会/15日(水) 10時
13時30分「平家物語」

たけのこ保育園父母の会 職員一同が収益金を寄附

社会福祉法人おさなごたけのこ保育園の父母の会、職員一同がクリスマス会、バザー等の収益金を町に寄附しました。
12月21日(水)理事長瀧野道子さん、園長荒川千恵子さんが役場を訪れ、古田助役に63,000円を手渡されました。



寄附金を手渡す瀧野理事長と荒川千恵子園長



野辺地管内交通安全教室



ひなか
男の背中いいもんだなあ~!!
うしろこんどはげできたじゃ、わも年だ?



虹色の会/18日(土) 13時30分
ヨチヨチおはなし会/22日(水) 10時
おはなし工房/25日(土) 14時



交通安全音頭を踊る保育園児

住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

住宅から大切な命を守るために――

消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、北部上北広域事務組合火災予防条例で設置・維持の基準が定められました。（平成17年9月29日公布）

一、新築住宅：条例の施行日（平成18年6月1日）から適用上記の日です。既に新築工事の住宅は、二の「既存住宅」と同様の扱いとなります。

二、既存住宅：平成20年6月1日から適用
（既存住宅とは、「平成18年6月1日現在」すでに建てられている住宅）

条例の施行日から二年間は適用されませんので、この期間内に設置をお願いいたします。

【なぜ住宅に「火災警報器」が必要なの？】

・住宅火災による死者数が急増しており、平成15年には全国で1041人（放火自殺を除く）と昭和61年以来1000人を超える結果となりました。

このうち七割が逃げ遅れによるものとなっています。また、住宅火災による死者の過半数は65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化の進展に伴い死者数のさらなる増加が心配されています。

【住宅用火災警報器等とはどんなもの？】
○ご家庭に設置する住宅用火災警報器等には下の2種類があります。

一、住宅用火災警報器（単体タイプの警報器）
二、住宅用火災報知設備（システムタイプの警報設備）
「煙感知器」煙が火災警報器に入ると音や音声でお知らせします。



「熱感知器」火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音声でお知らせします。

【どこに設置するの？】
○一戸建て住宅、共同住宅などのアパート、店舗等併用住宅など全ての住宅の主な寝室、階段等に設置する必要があります。

【だれが設置するの？】
○住宅の関係者と定められており、住宅の所有者（家主等）、管理者（管理人、管理会社等）、占有者（居住者）のいずれかの方が設置することになります。

【どこで購入できるの？】
○消防設備業者の他、一部のホームセンターや家電量販店も取り扱っています。

また、新築・改築の際には、ハウスメーカーや施工会社にもご相談ください。
【価格はどれ位するの？】
○住宅用火災警報器等の価格は種類によって異なりますが、

単体のものであれば次のようなものがあります。

一、国産品 5,000円

二、海外製品 1,000円

台数数千円で販売されています。

【どんな製品でも大丈夫？】

○国の基準に適合し、「日本消防検定協会」の検査に合格した製品には、日本消防検定協会の「鑑定」マークがついています。

日本の法令に適合した日本消防検定協会の「NSマーク」のついた商品を選びましょう。



――悪質な訪問販売にご注意――

住宅用火災警報器等の設置義務に伴って、不適切な販売行為の増加が危惧されます。

住宅用火災警報器等の訪問販売にはクーリング・オフ制度が適用されます。

契約書を受け取った日から8

日以内であれば、契約を解除できる制度です。

問合せ先

消防本部

0175-64-0650

野辺地消防署

0175-64-3126

地域創業助成金の対象が拡大

従業員を2人以上雇って創業した事業主に交付する助成金の対象が、12月1日以降に一般飲食店、小売業（飲食料品小売業を除く）を創業した事業主も追加になりました。

支給内容：創業から6カ月以内にかかった経費の3分の1（限度額500万円）、雇い入れ支援（非自発的離職者1人あたり最大30万円）

*会社の倒産や定年など自らの意思によらず、前の会社を退職した人
問合せ先
（社）青森県高齢者雇用開発協会
TEL017-775-4063
ホームページ
<http://www.aomori-korei.jp/>



小又 玲那ちゃん

「これからも、むし歯にならないように、歯ミガキがんばりましょうね。」
（母、麻希子、城内）



古林 和樹くん

「これからも、一緒に歯みがきがんばろう！」
（母、はるみ、金沢）

ぼくたち、わたしたちの
歯 ピカピカだよ

（3歳児健診でムシ歯0の子です）



新井山 晃也くん

「やったね！ 歯磨き頑張ったね。これからも、ずっと虫歯0でいよう。」（母、聖子、下袋）



大山 詩乃ちゃん

「虫歯ゼロでよかったね。笑顔のすてきな女の子になろうね。」
（母、裕貴子、金沢）

遺児等援護給付金の申請をしましょう

● 18年度申請

町では、死別の母子・父子世帯等の児童を励まし、その健全な育成を願うために、祝金を支給します。

給付内容

遺児等が小学校又は、中学校に入学する場合
遺児等1人につき

7,000円

遺児等が中学校を卒業する場合

合 遺児等1人につき
10,000円

申請手続きの方法

該当すると思われる方は、2月24日(金)までに、印鑑・口座番号がわかるものをお持ちになつて役場介護福祉課へ申請してください。

問合せ先

役場介護福祉課
(64・21111内線247)

びわの会がオークションの収益金を寄附

青森銀行野辺地支店の取引先で組織される「びわの会」が、昨年末に行ったチャリティーオークションの収益金で町を通して各施設に寄附しました。

寄附金は、社会福祉協議会へ13万円、野辺地ホームへ9万6千円の合計22万6千円。

12月20日(火)、熊谷会長と川原田支店長が役場を訪れ、亀田町長に目録を手渡ししました。びわの会の寄附は昭和56年から毎年続けられており、今回で24回目で寄附金総額は54万9千2千円となりました。



目録を手渡す熊谷会長(中)と川原田支店長(右)

学校給食用食材の納入業者を募集

町では、平成18年度に学校給食共同調理場において、給食に使用する食材の納入業者を募集します。

納入を希望する方は、必要な書類等についてお知らせしますので、2月20日(月)までに野辺地町学校給食共同調理場(64・2886)へお問い合わせください。



真心をこめて正確にあなたのもとへ

老人いこいの湯

65歳以上の方はご自由にご利用ください。

● 2月6日(月)

若葉湯

● 2月20日(月)

野辺地温泉

● 3月6日(月)

雁乃湯

時間：午後1時～午後5時

◇ ◇ ◇

● 毎週月曜日(祝祭日除く)

老人福祉センター

時間：午前10時～午後2時

バス運行日(第1・3月曜日基本)

2月6日・2月20日・3月6日

● 毎週月・木曜日(祝祭日除く)

有戸地区はまなす

ふれあいセンター

時間：午後1時～午後2時45分

バス運行日(毎週月曜日)

2月6日・2月13日・2月20日

2月27日

戸籍の窓

「戸籍の窓」には、当町に住民登録し、当町に届けられた出生と死亡について掲載しています。が、個人のプライバシーに関することなので、載せてほしくない場合は届け出のさいにお申し出ください。(12月受付分)

町民課

おたのしみ会

太治 葵ちゃん(正広) 駅前二
澤田 紗恵ちゃん(晃久) 鳴沢
山口 権吏くん(隆二) 金沢
古林 陸くん(浩二) 城内

村木 勇造	鳥谷 部子	上原 勝美	村山 博	杉山 武雄	横濱 市之助	横濱 すみ	矢崎 緑	向井 文男	原 秀樹	古澤 クニ	新道 静
(78)	(82)	(79)	(56)	(80)	(93)	(88)	(73)	(82)	(55)	(73)	(83)
駅前二	中袋	川目	下袋	中袋	馬門一	馬門一	馬門二	松ノ木 平	城内	有戸	新道



無 料 相 談 案 内

名 称	相 談 内 容	期日と時間	場 所	相談担当または電話番号
年 金 相 談	国民年金・厚生年金等に関する事	2月9日(木) 11:00~14:30	中 央 公 民 館	青森社会保険事務所 (017-734-7495)
	国民年金保険料納付に関する事	2月24日(金) 11:00~15:30		
税 務 相 談	税務に関する事	お休み	役 場 相 談 室	仙台国税局税務相談室八戸分室
人 権 相 談	困りごと・いやがらせ等 人権の擁護に関する事	2月7日(火) 9:00~12:00	中 央 公 民 館	人権擁護委員
行 政 相 談	行政に関する苦情・ 要望等に関する事	2月21日(火) 9:00~12:00	役 場 相 談 室	行政相談委員
心 配 ぐ と 談 相	日常生活全般に関する事	第1・3木曜日 10:00~15:00	老 人 福 祉 セ ン ター	民生委員
教 育 相 談	しつけ・いじめ等 に関する事	月~金曜日(祝・祭日除く) 10:00~16:00	教 育 委 員 会 教 直 通 電 話	64-4954
電 話 介 護 相 談	介護に関する事	月~金曜日(祝・祭日除く) 9:00~12:00	野辺地ホーム 直 通 電 話	64-1070
子 育 て 相 談	子育てやしつけに に関する事	毎週金曜日 13:00~16:00	子育てサポートセンター (中央公民館内)	子育てサポーター 64-3057 (直通)



国民年金保険料
1月分の納付期限は
2月28日(火)です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に「社会保険料控除証明書」などの証明書を添えることが必要になりました

国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象となることから、申告することによって税金が減額されます。

平成17年分からは、年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する

国民年金保険料を口座振替で前納するとお得です

口座振替で保険料を納めると、手間や時間が省けて納め忘れもなく、便利・安心・確実です。また、口座振替で前納すると割引があります。

平成18年4月に保険料を1年前納した場合、現金前納では2,950円の割引ですが、口座振替では3,490円の割引となりさらにお得です(平成18年度の割引額)。口座振替での前納には1年前納、6ヵ月前納があり、前納期間に応じて保険料が割引されます。そのほかに、口座振替での1ヵ月毎のお支払いなら、早割

場合に、保険料の支払いを証明する書類を添えることが義務づけられました。

そのため、社会保険庁から2月上旬に、平成17年10月から12月までに国民年金保険料を納めた方に「社会保険料控除証明書」

(その月の保険料を同月の末日に引き落とす)にすると月50円お得です(平成18年度の割引額)。ただし、半額免除の承認を受けている方は早割制度をご利用できません。

申込み方法は、届出印と預金通帳をお持ちになつて金融機関または社会保険事務所に「口座振替納付申出書」を提出するだけです。

なお、平成18年4月分から口座振替を希望する場合は、3月末日までに社会保険事務所に登録されなければなりませんので、3月中のお申し込みは社

(ハガキ)が送付されますので確定申告までに大切に保管してください。(平成17年1月から9月までに国民年金保険料を納めた方へは、昨年11月にすでに送付されています。)

また、生計を同じくする家族の保険料を納めたときは、その全額が納めた方の控除の対象となりますので、確定申告の手続きのときは、必要な証明書を添えて申告してください。

控除証明書に関する問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル0570・00・9911(平成18年3月17日までの平日9時から17時まで)へお願いします。

会保険事務所直接手続きされるようお願いいたします。

口座振替の申し込み用紙(振替方法の変更も同じ申し込み用紙となります)は、納付書に綴られているほか市町村・各金融機関の窓口や社会保険事務所のほか、社会保険庁のホームページから印字(プリントアウト)することもできます。

社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

詳しくは、お住まいの役場国民年金担当窓口または社会保険事務所まで問い合わせください。

//

●老人医療該当者で社会保険の方も移動があった時は役場国保係へ届け出を出して下さい。



保健行事案内

健康増進センター(環境保健課)
前田5番地の2
☎64-1770

・交通安全早めてんとう虫作戦!夕暮れ時は早めの点灯時刻 2月は16時

保健行事名	月日・時間	場所・TEL	対 象	内 容	備 考
4カ月児 こども健診	2月9日(木) 13:30開始	野辺地病院 小児科 (64-3211)	2月9日 平成17年10月生まれ	育児相談 離乳食前期指導 身体計測 小児科医診察等 結核予防法によるBCGワクチンの定期接種	対象者には個別に通知します。
BCG予防接種	3月9日(木) 13:30開始		3月9日 平成17年11月生まれ		
7カ月児 こども相談	2月8日(水) 10:00開始	健康増進 センター (64-1770) 電話でのご 相談・お問 い合わせは 64-8080 (はればれ) 火・木曜日	平成17年7月生まれの乳児	育児相談 離乳食中期指導 離乳食試食 身体計測	母子健康手帳、バス タオルをお持ちくださ い。 対象者への個別通知 はしておりません。 毎月の広報で確認の うえ、おいでくださ い。
10カ月児 こども健診	2月8日(水) 13:00開始		平成17年4月生まれの乳児	育児相談 離乳食後期指導 身体計測・歯科保健指 導・歯科健診等	
1歳児 こども健診	2月8日(水) 13:30開始		平成17年2月生まれの乳児		
みんなの こども相談	2月8日(水) 14:30開始		0歳児から就学前まででこれまでの こども健診・相談の対象月年齢以外 の児(希望者)	育児相談・栄養相談 身体計測 歯科健診等	できれば、前日まで に環境保健課にお申 し込みください。
1歳6カ月児 こども健診	3月14日(火) 13:05開始		平成16年8月～平成16年9月生まれ の幼児	育児相談・身体計測 小児科医診察 歯科健診等	対象者には個別に通 知します。
ことばの相談	2月14日(火) 15:00開始		ことばなどの発達で相談したい幼児	個別相談・指導(わか ば学級教諭が対応)	前日までに、環境保 健課にお申し込みく ださい。
3歳児 こども健診	2月14日(火) 12:40開始		平成14年7月～8月生まれの幼児	育児相談・身体計測 生活栄養指導 小児科診察・歯科健診 尿検査・聴覚検査等	対象者には個別に通 知します。
すくすくテレフォン	火・木曜日 (祝祭日除く) 8:30～17:00		妊婦、産後の方、育児中の母親、家 族の方など	妊娠・育児の電話相談 (保健師が対応)	
思春期はればれ 電話相談			思春期の方、思春期のお子さんをも つ親など	思春期のこころやか らだの電話相談 (保健師が対応)	
総合健康相談	火・木曜日 (祝祭日除く) 8:30～17:00		町民一般	健診結果の説明、健康 管理についてのアド バイスなど健康に関 する相談(保健師が 対応)	あれば健康手帳や健 診結果通知書をお持 ちください。 申し込みは不要です。

麻しん及び風しん予防接種について 対象者へは個別に通知しています。	- 平成10年6月1日～平成16年9月30日生れの乳幼児⇒平成18年3月31日までに麻しん、風しんの予防接種をそれぞれ完了してください。 - 平成16年10月1日以降生れの乳幼児⇒平成18年4月以降に麻しん及び風しん混合ワクチン接種となります。予診票は平成18年3月に対象者へお送りします。
--------------------------------------	--

予防接種を受ける際は 保護者同伴で	保護者の同伴なしで実施された予防接種により健康被害が発生した場合、予防 接種法に基づく救済措置ができません。 「保護者」とは 特別な場合を除き <u>父母のみが該当し、祖父母等は含まれない</u> 親権を行う者又は後見人のこと
----------------------	--

♥一般献血日のお知らせ 2月1日(水)

野辺地町役場前 9:30～12:00
マックスバリュ 13:30～16:00
野辺地店前